



2021年度の県内温室効果ガス排出量について

皆さんは群馬県の温室効果ガス排出量をご存じですか？

2021年度の県内温室効果ガス排出量は、14,268千トンとなり、前年度と比較すると2.3%増加しました。温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素については、前年度に比べ2.5%増加しました。

県内温室効果ガスの排出状況

	2013年度(基準年度)	2019年度	2020年度(前年度)	2021年度		
	排出量(千t-CO ₂)	排出量(千t-CO ₂)	排出量(千t-CO ₂)	排出量(千t-CO ₂)	対前年度比(%)	対基準年度比(%)
二酸化炭素(CO₂) 計	16,463	13,758	13,065	13,389	2.5%	▲ 18.7%
エネルギー起源計	15,897	13,168	12,502	12,841	2.7%	▲ 19.2%
産業部門	5,675	4,442	4,390	4,413	0.5%	▲ 22.2%
業務部門	3,436	2,410	2,298	2,544	10.7%	▲ 25.9%
家庭部門	2,727	2,372	2,306	2,382	3.3%	▲ 12.7%
運輸部門	4,054	3,939	3,504	3,497	▲ 0.2%	▲ 13.7%
その他※1	5	5	5	5	—	—
廃棄物部門	567	589	562	548	▲ 2.4%	▲ 3.2%
メタン(CH ₄)	555	518	485	481	▲ 1.0%	▲ 13.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	382	378	359	356	▲ 0.7%	▲ 6.7%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	16	7	4.5	9	107.0%	▲ 40.3%
パーフルオロカーボン(PFC)	36	13	14	16	12.1%	▲ 55.6%
六ふっ化硫黄(SF ₆)	64	23	20	14	▲ 29.5%	▲ 78.0%
三ふっ化窒素(NF ₃)		4	3	2	▲ 27.6%	
温室効果ガス総計※2	17,515	14,701	13,951	14,268	2.3%	▲ 18.5%

※1 エネルギー起源CO₂の「その他」については、固定値。

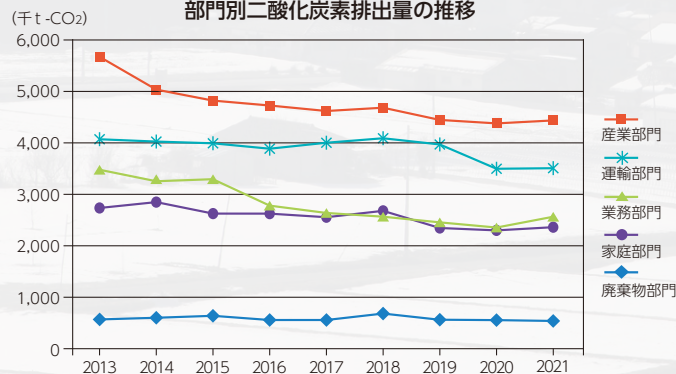
※2 項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※3 温室効果ガス排出量の算定に当たっては、令和2年12月に「都道府県別エネルギー消費統計」の数値が1990年度に遡って改訂されたことに基づき、数値を修正しています。

※4 現行の群馬県地球温暖化対策実行計画(2021-2030)では、前計画から排出量算定手法の見直しを行っているため、前計画に基づき算定した排出量実績と差異があります。

※5 その他ガス(HFC、PFC、SF₆、NF₃)については、2021年度実績算定から算定手法を見直しています。

部門別二酸化炭素排出量の推移



左図は、群馬県の部門別の二酸化炭素排出量の推移です。産業部門、運輸部門、家庭部門、業務部門は、各分野における脱炭素の取組等により、長期的に見て減少傾向となっています。2021年度については、新型コロナウイルス感染症からの経済活動の再開により、特に業務部門で排出量が増加しました。

群馬県では、「地球温暖化対策実行計画2021-2030」を策定し、温室効果ガス排出量の削減と、再生可能エネルギーの導入促進を実施しています。

事業者向けの支援策として、脱炭素の目標設定や脱炭素化の取組に関して専門家が相談に応じる「ぐんま脱炭素経営お悩み相談窓口」を開設しています。また、低利の「制度融資」、設備導入時の初期費用が0円になる仕組みである「初期費用0円事業」及び一括発注し購入することでスケールメリットを働かせて設備導入時の初期費用を低減する取組である「共同購入」を実施しています。事業者の皆様におかれましては、これらの支援策を活用しつつ、脱炭素に向けた取組を図っていただきますようお願いいたします。

※産業部門：製造業・建設業・農林水産業等

業務部門：オフィス・商業・サービス業等

運輸部門：運送業・自動車(貨物・旅客)・鉄道等

広告

カーボンニュートラルの取組みをサポートします。

○中小企業版 SBT認定支援

→温室効果ガス排出削減目標の取組み

ソリューションの提案で地域社会に貢献します。

○太陽光メンテナンスサービス

→発電効率落ちてませんか？

MITSUBA

株式会社ミツバ環境ソリューション

〒376-0122 群馬県桐生市新里町野598

TEL: 0277-74-5958 FAX: 0277-74-5973

URL: <http://www.t-clover.co.jp>

○脱炭素まちづくりカレッジ

→地域の脱炭素化を推進する人材育成の場

知識とコミュニティ力をカードゲームで学びます

お気軽にご相談下さい

広告募集中

※広告掲載を希望する方は、群馬県環境政策課

(TEL:027-226-2821) へお問い合わせください。

※広告内容については、直接広告スポンサーへお問い合わせください。

GS省エネ診断の考察(有効性と今後の方向)

1. なぜ省エネ診断が必要か

県環境政策課と温暖化防止化活動推進センターでは、GS 事業者に対し省エネ診断を薦めております。なぜ省エネ診断を薦めるか？一言で言えば、「現状把握」のためです。日々の業務の中で電気の使用量や「ガソリン・灯油」などの燃料等を把握していると思います。またエネルギー削減に取り組んでいることと思います。しかし、それで十分なのでしょうか？ GS マネージャーの方々も「何処か見落としがあるのでは？」と考えていないでしょうか。しかし社内で日常業務を遂行していると、一つ一つの業務が当たり前になり疑問を持たなくなります。そこで「外部専門家による省エネ診断」の出番となります。一つ一つの業務が当たり前と思わない外部のエネルギーに関する専門家が診ることにより、社内では気づかなかった、削減できる部分を見つけることが出来ます。省エネ診断により、従来の業務やプロセス等の当たり前が、実は当たり前ではなく、問題点であったと気づくのです。2 年位前に訪問した事業所で、大きな音を出して圧縮空気が漏れているのを発見しましたが、従業員の方々は、誰も気にしていませんでした。そこにいる従業員の方々は圧縮空気が漏れているのが当たり前になっていたのです。「我が社はそんなことは無い」と思っているかもしれませんが、音は出ていなくとも、圧縮空気が漏れている事業所は沢山あります。むしろ「漏れゼロ」の事業所は無いかもしれません。発見しにくい「微細な漏れ」も発見するスキルのある診断員の方もいます。圧縮空気を例にとりましたが、それ以外の部分でも当たり前と思っていることが、本当は改善すべき点であると認識できます。それが「外部専門家による省エネ診断」です。

2. 省エネ診断は効果があるのか

今年度 GS 事業の一環として、前年度省エネ診断をした事業者の方々に診断 1 年後の実施状況と効果について調査を行っております。調査はまだ途中ですが、現段階でのデータを皆さんと共有し今後の GS 省エネ診断に生かしたいと考えます。図 1 は省エネ対策の実施状況を示したグラフになります。実施済みが 50% となっています。実施中が 7% ですので、計 57% の省エネ対策の提案が実施されています。実施済み 50% は予想していた結果よりも大きな数値となりました。図 2 の実施した省エネ対策の効果を見ると、効果大が 53%、効果中 33%、効果小 14% となり、実施した対策に関しては、差はありますが、すべて効果があったという結果が出ました。ある事業所からは「効果が思っていたより大きく、電気代はほぼ半分になった。」とのコメントも頂きました。図 3 において実施した省エネ対策が効果大及び中となったもの内容を確認すると、空調関係が 56%、照明関係 39%、エコドライブが 5% になりました。空調関係では、最新設備への更新もありますが、設定温度やフィルターの定期的な清掃、室外機の清掃や配置などが含まれています。設定温度では、画一的な設定ではなく、室温を測定して調整するなどの提案がされています。照明関係に関しては、LED への変更が中心ですが、窓際の照明を減らす、照度を測定し照明の間引き、避難誘導灯の変更などの提案を行っています。エコドライブに関しては、依頼先の事業者から車両に関する要望は無かったのですが、ガソリンの使用量が事業規模に対して多いため、エコドライブを提案させて頂き、

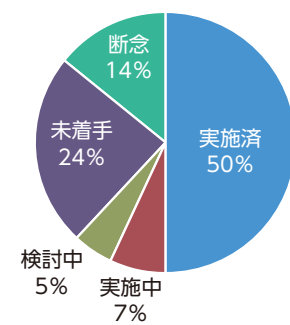


図1 23年度省エネ診断受診1年後省エネ対策の実施状況

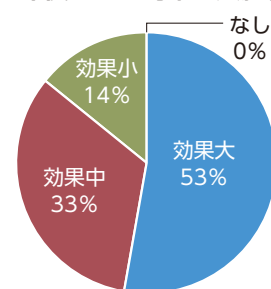


図2 実施済対策の効果

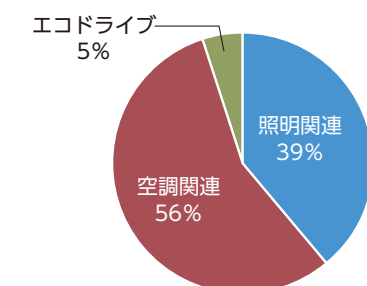


図3 効果大中の内容

効果が出ました。このように、省エネ診断を実施し、診断員の対策提案を実施して頂ければ、効果に差はありますが、エネルギーの削減はできています。GS 認定事業者で、自社でエネルギー削減に取り組んでいても、なかなか効果が出ていない事業者も多いと思います。そんな事業所の GS マネージャーの方は、だまされたと思って一度、私ども温暖化防止活動推進センターに連絡を下さい。全国的に省エネ診断の有効性は確認され、様々な診断機関で需要が高まっているとの情報も入ってきています。省エネ診断を機会に、一緒に省エネに取り組んでいきましょう。

3. これからの省エネ診断を考える

みなさん、群馬県の民間事業所数を知っていますか。約 10 万事業所 (2019 年度・群馬の統計情報提供システム) です。そのうち GS 認定されている事業所は 2,385 事業所でわずか 2.38% です。その中で、2015 年から始まった省エネ診断を受けたのはわずか 111 事業所です。GS 認定事業所全体で 4.65%、県内の全事業所でみると 0.11% でしかありません。個々の事業所の省エネ診断の効果は出ていますが、全事業所が使っている電気等のエネルギー全体からみれば、ほんのわずかです。効果が確認されているので、もっと省エネ診断をやるべきです。省エネ診断をきっかけにエネルギー削減の循環 (PDCA) が出来上がれば、効率的に経営できるとともに温暖化効果ガスの削減が前進します。この小さな削減の波を県全体での大きな波にするためには、みなさんの協力が必要です。さらに県内で活躍されるエネルギー管理士等の専門家の方々へお願いです。「省エネ診断員」や「GS 推進員」として仲間になって下さい。あなたのエネルギーに関する知識を、県内の事業所の省エネ診断に使っていただけないでしょうか。また、金融機関や商工会等で事業者を支援している方々へお願いです。省エネが進まずに困っている事業者がいましたら、是非紹介して下さい。県内各分野方々の力を合わせて、活気ある経済を築くとともに、県の 5 つのゼロ宣言の 1 つ「温室効果ガス排出量ゼロ」を達成しましょう。

4. 主役は「あなた」です、GS 省エネ診断に直ぐに申し込んでください

これから効率的に経営するために省エネ診断が少しでも有効だと感じた方 (特に従業員 100 名以下の事業者) は、直ぐに申し込んでください。診断を受けると決めたら次の手順で申し込みを進めてください。

- (1) この GS ニュース最終ページの最下段の推進センターに電話をして頂くか、info@gccca.jp 宛に「省エネ診断希望」のメールを下さい。返信メールで「環境 GS 省エネ診断申込書」と「環境 GS 省エネ診断事前調査票」をお送りします。
- (2) 「診断申込書」と「事前調査票」に必要事項を記入して、送って下さい。事前調査票は診断をスムーズに進めるための資料となります。記載できない場合は相談してください。全項目に記載がなくとも、受付いたします。受付しましたら、診断員と具体的な日程調整をさせていただきます。

省エネ診断後は診断報告書で貴事業所の全体的なアドバイスと省エネに関する個別提案を行います。個別提案に関して、まず出来るところから実行して頂きたいと思います。出来るところから実行し、一日でも早く効率的に経営するとともに温室効果ガス排出量を削減しましょう。効果を実感することにより省エネ活動が面白くなり、環境と経営の好循環が始まります。

株式会社倉屋



認定番号 200692
住 所 高崎市問屋町西1-4-6
電話番号 027-361-3441
従業員数 42名
事業内容 日用品雑貨の卸売業
インテリア内装工事
代 表 者 代表取締役 高橋 達樹
GSマネージャー 関 吉弘
GSサブマネージャー 黒木 可織

わが社の一押し

当社は1869年（明治2年）に荒物商として創業し、1948年に荒物の他、日用品、雑貨、ゴム敷物、畳材料を取扱品目に加え、現在に近い営業スタイルを確立しました。

今年で155年を迎え、創業以来の実績と信頼のうえに卸売業を基盤として、多様化したお客様のニーズに即応できる流通サービス業を目指しています。また、リフォーム事業として、畳の表替えや壁紙の張替えなど内装工事を中心に、外壁・屋根塗装などの工事、2重サッシや遮熱ブラインドなどの省エネ対策、時代に合った工事内容の提案・施工を一般企業や個人宅など幅広く行っています。

現場からひとこと

当社は環境GS認定17年目、またエコアクション21にも認証登録を受け15年が経ちました。

営業車・配送トラックについては燃費向上のための管理徹底、毎朝の朝礼にて安全運転エコドライブの声掛けを行い、交通事故0目標を2年連続で達成しております。

社内・倉庫においては、廃棄物の削減・電力量のデマンド管理はもちろん、不要な照明や機器類のこまめな消灯など小さな積み重ねも行い、これからも環境に配慮した事業活動を全社員で取り組んでまいります。

群馬合金株式会社



認定番号 180337
住 所 伊勢崎市境東新井1048-19
電話番号 0270-76-3501
従業員数 125名
事業内容 アルミダイカスト製造業
代 表 者 代表取締役 六本木 純一
GSマネージャー 見城 英明
GSサブマネージャー 木村 剛

わが社の一押し

弊社は1947年に創業以来ダイカストのパイオニア的存在として、国内外へ輸送用部品を中心とした製品を長年にわたり提供し続けて参りました。

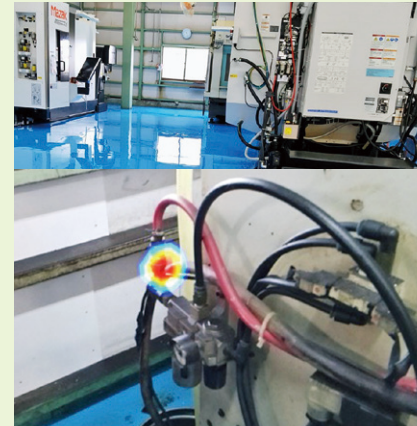
群馬合金グループでは、金型設計・製作・鋳造・バリ取り仕上げ・切削加工・組立までを一貫でおこなっており、付加価値の高い製品をお客様に提供しております。今後も可能性豊かなダイカスト分野でお客様に選ばれ続ける『100年企業』を目指して活動して参ります。

現場からひとこと

環境GSを取得し19年目となりました。ダイカストは多くのエネルギーを消費する業種の為、弊社は以前より環境配慮型ダイカスト工場を目指し、環境活動に取り組んでまいりました。

工場照明のLED化、省エネ生産設備への更新なども進めながら、本業でのエコ（生産性向上によるエネルギー使用量の削減）に現場主体の改善活動として「C-TPM活動」「10PJ活動」に全員で取り組み、大きな効果을上げております。今後も『世界で一番きれいで地球に優しいダイカスト工場』を目指して活動していきます。

株式会社タツミ製作所



認定番号 323411
住 所 みどり市大間々町大間々 379-4
電話番号 0277-73-5191
従業員数 13名
事業内容 産業用機械部品切削加工等
代 表 者 代表取締役 赤石 康生
GSマネージャー 赤石 康生
GSサブマネージャー 赤石 直美
GSサブマネージャー 青木 康浩

わが社の一押し

当社は、みどり市大間々町で創業し56年になる、機械加工業を営んでいる会社です。

主に、産業用機械部品や輸送機器部品の精密加工を行っています。

自動車部品製造で培った、技術力と管理力を武備に大口ロット生産から多品種小ロット生産まで行っています。対応できる材質も、鉄・アルミ・真鍮・ステンレスなど多様です。

現場からひとこと

環境GSに登録して5年目となりました。はじめは、ムダな電気を消すことや、グリーンカーテンの設置で真夏の暑さを凌ぐなど、身近な取組を続けてきました。

昨年、省エネ診断を受診し、コンプレッサーの稼働状況に無駄があることや、エア漏れをしている所があり、ムダなエネルギーを使用していることが分かりました。その結果、思い切ってコンプレッサーを1台停止しました。通常、コンプレッサーを停止することは勇気があることですが、数字で根拠を説明していただき、安心して停止することができ、省エネ改善が図れました。製造業では、「多分、大丈夫だろう？」ではできないことも、専門家のアドバイスにより実施できました。これからも地球環境を考え活動をして参ります。

橋爪運輸株式会社



認定番号 313311
住 所 伊勢崎市市場町2-1265-2
電話番号 0270-62-0283
従業員数 150名
事業内容 道路貨物運送業・
梱包荷役業
代 表 者 代表取締役 佐野 勝吉
GSマネージャー 松井 修
GSサブマネージャー 岩佐 一章
GSサブマネージャー 中島 弘美

わが社の一押し

物流サービスを行ってきた当社、2018年12月に多種多様なプラスチック製品を手掛ける「岐阜プラスチック工業グループ」の一員に！現在は主に、食品包装容器や資材を手掛けています。運転者職場環境良好制度の「働きやすい職場認証制度」を認証し、アットホームでみんなが協力し合える職場環境です。

「奉仕：社員はお互いに企業の公共性を認識し、製品を通じて社会に奉仕しよう」これはグループ理念の社は五訓「信頼・団結・開拓・奉仕・健康」の一つであります。これからもわが社は日本の食と生活の一端を担っていきます。

現場からひとこと

業務用トラックの導入にあたっては、CO2排出抑制対策として「低炭素型ディーゼルトラック」の導入を積極的に進めております。車両の運行管理システムを導入し、車両の運行状態が見える化、ドライバーへは日々の運転日報へ反映し、エコドライブ運転・安全運行へ結び付けております。また、事務作業のOA化を進め、業務の効率化とペーパーレス化を図っております。これからも従業員一人一人が省エネ活動を積極的に進め、社会に貢献できるよう取り組んでまいります。



「徹底した省エネ」について

1. はじめに

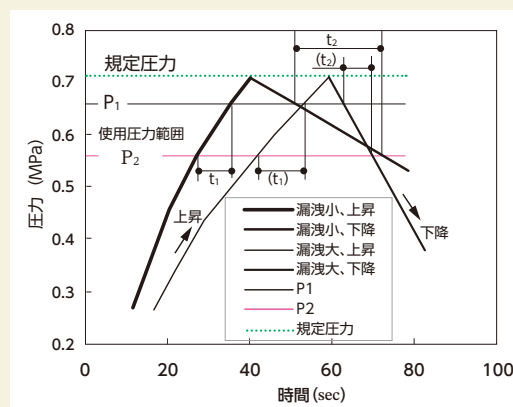
政府のエネルギー基本計画においては、2050年カーボンニュートラル実現のための最重点課題として、「徹底した省エネ」、「再エネの主力電源化」他が挙げられている。「徹底した省エネ」の「徹底した」に関し、まだその余地のある、または留意いただきたい省エネ対策について、以下に記載します。

2. 省エネ提案の対象

工場の省エネルギーガイドブック2024（一般財団法人省エネルギーセンター）によると、改善提案項目の多い対象は、コンプレッサー 25%、空調機20%、照明14%の順となっております。照明に関しては、LED化が殆どであり、こちらはかなり実現されて来ております。以下に、コンプレッサーと空調機について、進めていただきたい改善対策を記載します。

2-1. 圧縮エアの漏れ対策

一般的に工場エア漏れは20%程度あるといわれています。
現在のエア漏れ率を測定し、エア漏れによる電力使用量の無駄を把握し、無駄の低減をお勧めします。ここで、
漏れ率= $t_1 \div (t_1 + t_2) \times 100\%$ となります。
休日等工場非稼働時に、図に示すようにコンプレッサーを起動し、圧力P1,P2点間の時間t1、t2を計測します。エア漏れは工場配管と、設備内部に発生し、特にジョイント部から発生します。また、設備のエア入口配管にボール弁を設置し、設備非稼働時の設備内エア漏れの防止を図ってください。



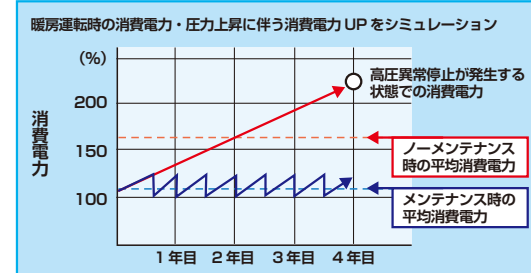
2-2. コンプレッサ吐出圧力の低減

工場内設備の稼働必要圧力は0.5MPa-Gが一般的です。これに対し、吐出圧力を0.7MPa～0.9MPa-Gに設定されているところを多く見かけます。0.1MPaの圧力低減で8%の電力量削減になります。また、エア漏れの低減効果もあります。圧力低下が問題になる箇所でのサブタンクの設置や、配管径の見直し対応が必要になることもありますが、吐出圧力の低減をお勧めします。

2-3. 空調室外機の清掃・洗浄

空調室内機のフィルター清掃については、皆様良く実施されておりますが、空調室外機のフィンの清掃・洗浄については実施されていないところを多く見かけます。
フィンの表面が汚れると表面熱伝達率と風量が低下します。この状態で空調機の運転を継続すると、空調機は効率が低下し稼働時間が長くなり、電力消費量が増加します。室外機フィンを洗浄した直後では消費電力量が5%以上、15%削減したとの報告もあります（出典：空気調和衛生工学便覧）。
フィンの汚れは、設置場所、稼働時間の長短に影響します。汚れ状況に応じて、1～3年毎の清掃・洗浄をお勧めします。

ノーメンテナンスによる消費電力の増加



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「省エネ性能カタログ 2011 年春版 業務用エアコン」より作成

補助金を使って設備更新・導入を～補助金の活用方法～その 37

はじめに

「補助金を使って設備更新・導入を～補助金の活用方法～その37」をお届けします。今回は主に、8月に公表されました「令和7年度概算要求」についてお知らせいたします。尚、概算要求に基づく情報は、国会審議を経た上で正式決定されるため、本記載内容から変更が生じる可能性がある旨をご了承ください。各詳細は、予算成立後に補助金事務局または執行団体HPよりご確認ください。

●令和7年度予算（概算要求）での主な補助金

事業名称	内容		
省エネルギー設備への更新を促進するための補助金	工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援。		
	類型	補助上限額	補助率
	設備単位型	1 億円	1/3 以内
	エネルギー需要最適化型	1 億円	中小企業 1/2 以内、 大企業 1/3 以内
	先進事業	15 億円	中小企業 10/10 以内、 大企業 3/4 以内 等
	オーダーメイド型事業	15 億円	
需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業	再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の太陽光発電設備の導入を支援。また需要家に対して受給バランスに応じた再エネ電力の供給を推進するため、蓄電池併設支援を実施。		
	類型	補助率	
	需要家主導型太陽光発電導入支援事業	1/3、1/2	
	再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業		
GX サプライチェーン構築支援事業	GX 分野の国内製造サプライチェーンを確立するため、水電解装置、浮体式洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池等に加えて、これらの関連部材や製造設備について補助を実施。		
	補助率		
	1/3、1/2 等		

●随時申請受付中の補助金

事業名称	内容		
中小企業省力化投資 補助金	人手不足の中小企業等が、省力化製品を対象製品のカタログから選択して導入し、販売事業者と共同で労働生産性の向上を目指す取り組みを支援。 詳細や製品カタログについては事務局 HP よりご確認ください。 【事務局】 https://shoryokuka.smrj.go.jp/		
	従業員数	補助上限額（※）	補助率
	5 名以下	200 万円	1/2
	6 ～ 20 名	500 万円	
	21 名以上	1,000 万円	
	※賃上げ要件達成による補助上限引上げ措置あり		

補助金の相談窓口

補助金の相談は群馬県地球温暖化防止活動推進センター（TEL 027-289-5944）まで。事例に精通したGS推進員を派遣しますので、お気軽にご相談ください。また下記サイトでは最新の補助金情報を掲載していますので、参考にしてください。

「ミラサポplus」 <https://mirasapo-plus.go.jp/>

文責：環境GS推進員 関 誠



地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類（CFC、HCFC、HFC）の排出抑制のため、フロン排出抑制法により**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者**（所有者など）は機器を適切に管理することが義務づけられています。

機器の設置に関する義務

機器の損傷等を防止するため、振動のあるところに設置しない、点検・修理のために必要な作業空間を確保する、周辺の清掃を行うなど、**適切な場所への設置、設置環境の維持保全**が必要です。

機器の使用に関する義務

簡易点検の手引き

○ 機器の点検の実施

全ての機器について、日常的な温度点検や外観の目視確認などの簡易点検の実施が必要です。さらに、一定規模以上の機器については専門業者に委託して、定期点検の実施も必要です。



点検区分	対象機器		点検頻度	実施者
簡易点検	全ての機器		3ヶ月に1回以上	管理者自身 (資格要件なし)
定期点検	冷蔵冷凍機器	定格出力 7.5kW 以上	1年に1回以上	専門業者等
	エアコン	定格出力 50kW 以上		
		定格出力 7.5kW 以上 50kW 未満	3年に1回以上	

※定格出力：圧縮機に用いられる原動機の定格出力

○ 漏えい防止措置・未修理の機器への充填禁止

フロン類の漏えいが見つかった場合は、修理を実施してください。

修理しないままフロン類を充填することは原則禁止されています。

フロン類を充填する場合、第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

○ 点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴は、**機器毎に記録簿に記録**してください。

記録簿は**機器廃棄後 3 年間保存**してください。

○ フロン類算定漏えい量の算定・報告

フロン類の充填・回収を行った場合、第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け、1年度分の**漏えい量を算定**してください。

1年度分の算定漏えい量が 1,000 CO₂-t 以上となった場合は国に報告が必要です。

機器の廃棄等に関する義務

機器廃棄時は、必ず第一種フロン類充填回収業者に**フロン類の回収を依頼**してください。

フロン類を回収したことを証明する引取証明書は、3年間保存してください。

※フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、罰則も設けられています。

詳しくは、「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（第3版）」をご確認ください。

https://www.env.go.jp/earth/furon/files/r03_tebiki_kanri_rev3.pdf



【お問い合わせ先】

群馬県環境保全課 環境保全係

電話：027-226-2832

メール：kanhozen@pref.gunma.lg.jp